

## 国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟（略称：民司改革議連） 設立趣意書

わが国の司法は「司法制度改革」によって大きく改革・改善され、裁判員裁判、日本司法支援センター（法テラス）、法科大学院制度が発足した。これらの改革については改善に向けた更なる取組も進められている。

しかしながら、民事司法分野では、改革の成果は国民の実感に乏しい。平成23（2011）年「日本の民事裁判制度に関する意識調査」でも、利用のしやすさ・満足度に関する肯定的回答がいずれも2割程度しかなく、国民は民事司法を利用しにくいと考えている。

また、近年、民事紛争のグローバル化は顕著である。我が国企業のコンプライアンスが国際的に問われるケースも少なからず発生し、馴染みのない司法制度の下で、外国の司法・法曹を頼らざるを得ず、巨額の損害賠償や制裁金の支払いを迫られるなど深刻な事態も生じている。

さらに、第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、AI等）など、この15年間に社会経済情勢は急速に変化し、「未来投資戦略」の下での産業活性化、働き方改革・人材力強化、企業統治の実質化も期待されているが、これに見合う民事司法分野の改革は立ち遅れている。法律扶助制度改革等を含む司法アクセスの拡充、知財分野等での民事救済制度や証拠開示制度の充実、依頼者と弁護士間の通信秘密保護制度の導入、経済法違反の制裁強化などといった課題が数多く積み残されている。政府で検討中のIT化を含む裁判手続の見直し・国際仲裁活性化のための基盤整備も実務上重要な課題である。民事司法のグローバル化に即した人的基盤としての司法人材の育成と官民による国内外での活用・登用の拡充も望まれる。併せてこれらの整備と共に司法予算の拡充も喫緊の課題である。

民事司法制度は、健全な国民生活の確保と公正で円滑な経済活動という国家の基礎をなす。これを使い勝手の良いものにすることは、成長戦略の一環としての経済構造改革を支える。また、今日の国際環境において日本型司法制度をソフトパワーとして位置づけ「司法外交」を展開する観点からも、公共インフラとしての民事司法制度の改革と人的基盤強化は必須である。

我々は、「法の支配」の下、公正・適正な紛争解決がなされ、また、企業統治とコンプライアンス文化の浸透によって社会に信頼され国際競争力をもった企業社会が育成されることを目指すとともに、国民にとって利用しやすく頼りがいのある民事司法の改革・改善に向けた取組を更に進めるべく、「国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟」をここに設立する。

平成30年（2018）年3月19日